

平成19年01月28日

〒590-0494

京都大学原子炉実験所
助手・小出 裕 章 様

〒177-0041 4-25

蒼天社政治情報センター
代表・石 川 鐵 也



公 開 論 議 書 V

今般もまた、出張の都合により返書を拝見するのが遅れてしまいました。

さて、平成19年1月15日第677-42-12718-0号配達記録郵便での公開論議書Ⅳに対する返書（1月18日付）をいただきましたが、保険的文言（ただし、しかし）の乱用故でしょうか、小出さんの真意を解することができませんでした。

よって、返書内容に沿って議論を続けたいと思います。私の主張をもよく確認なされ、反論いただければ幸いです。

— 記 —

1. 小出さんの主張「原子力発電を即時停止し、太陽エネルギー発電に移行するまでは化石燃料で発電する」については、公開論議書Ⅳの1で終了、了解しました。

さて、「私（小出）が政策立案過程に参画したいなど書いたことは一度もないということです」についてですが、私（石川）が言っているのは言葉尻の問題ではありません（返書5頁・小出論応用）。

「その作業内容を今ここで議論することではありません」と述べるのであれば、殊更に「私は、私が、私の」を連発する必要はないでしょう。「私（小出）は、私（小出）が、私（小出）の」を連発されれば、読者の多くは、「あ～小出さんはこれ程までに参画したいのか」と認識せざるを得なくなるのです。

本件に対するこれ以上の不毛なる議論は、小出さんの品性下劣にも繋がると思うのですが、如何致しましょうか。

2. 私は前回、「グチっても仕方がないのです。グチったところで国民の為にはならないからです。国の主張にそって、かつ国民の為になることを主張し、実践せざるを得ないようにする。これが、真に、国の将来を憂える人々のなすべき提言の姿勢です」と述べております。

小出さんが、原子力発電に反対する人々に協力し、旧動燃の行った調査資料の公開請求に努力されることについて、疑問視しても反対はしません。

問題はその結果です。私の方法ならば確実に結果をだせるのです。小出さんの唱える「現実」こそ貴方自身の願望です。小出さんは、「破綻した財政にてこ入れするために、地層調査を受け入れるような自治体は、仮に協定書を締結したとしても、財政はいっそう悪化するだけで、いずれは（最終処分場を）受け入れさせられてしまいます」と主張されますが、一体何を根拠にこういった虚偽を断じられるのでしょうか。小出さんは、知事の判断、有権者の判断を抜きにしては誘致決定されない

現状をご存じないのですか。

当該ウラン残土裁判の矛盾、よく承知しております。当該協定書を締結したのは、「梨の収穫」が開始された後の8月末日です。既に「梨」の収穫が始まっているにもかかわらず、「梨」「米」の収穫が始まるまでに着手すると記された協定書を作成したのです。深夜に至る強要によって成された約束、誰もが実行できない約束（協定書）など本来は無効なのですが、旧動燃がその事実を論じないばかりに、協定書を盾にした地区が勝利したのです。

同じウラン残土裁判でありながら、協定書のない榎本原告裁判では旧動燃が勝利しています。その結果として、小出さんの高裁裁判官批判が噴出したのではありませんか。

こういった事例からもわかるように、協定書の効力は絶大であり、民主国家においては、国や都道府県が当事者となった協定書内容が軽んじられるはずもありません。私は、（東洋町等多くの）「自治体が応募し、論議し、適切なる協定書を締結することが国家・国民の利益にも繋がる」と認識しています。

3. 「火力発電設備の余裕」については、前回同封した読売新聞社説、京都新聞記事等からも、エネルギーの多様化の一環であると認識されたと思います。

貧資源国日本が、エネルギーの多様化を実現するためにも、再生可能エネルギーの開発に投資し、その完成度合いによって徐々にその割合を増やしていくことにも同意いたします。そのためには、現実的な政策転換でなければなりません。

小出さんのおっしゃるように「科学や技術は一步一步進みます」が、停止させたままでは前進するはずもありません。やらせてみて、それでも駄目なら廃止させましょう。

4. 「原子力発電は安定電源ではない」については、「計画性をもって、計画的に停止し、稼働させることが可能な電源」といった「安定電源の定義」に則り判断すべきでしょう。

小出さんのおっしゃるように「石油・石炭・天然ガス火力発電」も当然のこと安定電源です。温暖化問題を論じて、「燃料確保に問題が生じるから安定電源ではない」などとは絶対に申しません。

また、小出さんが「有無を言わず同時にいっせいに停止せざるを得ない事例が何度もあった」とこれまで同様の主張を繰り返されるのであれば、その一つ一つの事例を詳解してください。詳解されましたならば、対する事実で反論させていただきます、と記したところ、小出さんは、「スリーマイル島原発の事故を受け、当時日本で稼働していた8基の加圧水型炉はすべて停止に追い込まれました」と述べられました。

本件もまた、「有無を言わず同時にいっせいに停止せざるを得ない事例」でもありませんが、私の知り得る事実で反論させていただきます。

通産省は4月14日、関西電力、四国電力、九州電力の副社長を招集し、関する解析を実施し、早急に報告することを求め、関西電力に対しては、大飯1号機の一時停止を要請しました。

関西電力は4月16日、大飯1号機を安全解析のため一時停止しました。美浜1号

機は、蒸気発生器の細管漏えい等によって前年10月12日から5月29日までサイクリング運転を実施しておりましたが、その後、第4回定期検査にはいりました。美浜2号は、3月20日より第5回の定期検査に入っております。美浜3号機も前年から第2回の定期検査に入っております。高浜1号機も前年から第3回定期検査に入っております。高浜2号機は、2月24日から第3回の定期検査に入っております。大飯2号機は、12月4日まで試運転を続けました。

次に四国電力の伊方1号機ですが、3月10日より第2回定期検査に入っております。

九州電力の玄海1号機についても、2月28日より第3回定期検査に入っております。

こうした事実を列記するまでもなく、原発は3月28日に発生したスリーマイル島原発事故の影響で停止させられた訳ではありません。つまり、スリーマイル島原発事故によって、「当時日本で稼働していた8基の加圧水型炉はすべて停止に追い込まれました」とする小出さんの主張は虚偽です。

5. 政府も、各国のエネルギーバランス表に国内バランス表を重ね合わせ、その時々
の情勢等によって研究開発資金等を振り分けていると思うのですが……。各国の
情勢も異なりますから、一概に「原子力一辺倒であった従来のはやり方は誤りです」
とは断じられないでしょう。数年前、私の前で「脱原発は世界の流れ」と論じてい
た新聞記者も、昨年12月に面談した際には、「現状における原子力発電の必要性を
認識しています」と語っていましたからね。

6. 「学問は多様性」について論じていたが故に、現状を鑑み、原子力をより安全に
したいと願い、関する人々に対し、「昨日の100パーセントは今日の100パー
セントに非ず。今日の100パーセントは明日の100パーセントに非ず。そうい
った気持ちを持続させなければならない」と説き続けている状況等を述べ、私の受
けた感想を素直に述べたつもりなのですが、これ程までに気にされていたとは知り
ませんでした。

学問の多様性は認識しておりますし、「機に臨み変に応ず」ということで本項は
終了しましょう。

7. 小出さん、熟読してください、私は、「そういった一つ一つの事実を積み重ね、
全体的な事実（真実）を明らかにしなければ、国民の為になる結論など導きだせま
せん」と述べていますよ。私が述べている事も部分的な事実です。小出さんが述べ
てきたことも（虚偽を含んだ）部分的な事実なのです。

私は常々「全体的な事実をもって真実というのです。故に真実の一つなのです。
部分的事実の数は知識、経験に比例するのです。ジグソーパズルのピース一つ一つ
を部分的事実と考えてください。園児のピースは数個。つまり、幼稚な者にとって
は数個の事実で真実となるのです。数百ピースのうちの数個を並べたところで全体
を判断することなどできません。にもかかわらず、数個の部分的な事実をもって、
推進、反対を唱える人々が数多く存在します。結論を出す前に、より多くの事実を
積み重ね、真実を探求しましょう」と説いています。

こういった私の持論を述べているにもかかわらず、何故、「そうだからといって電気を使わない過疎地に原発を建てたり、米軍基地を沖縄ばかりに押し付けたりすることが正当になるわけではないのです」となるのでしょうか。再度、熟読してください。

「自動車事故をどこで起こしてもいけません。そのためには自動車そのものを廃絶するしかないのです。飛行機事故をどこで起こしてもいけません。そのためには飛行機そのものを廃絶するしかないのです」と論じたところで、その必要性を認めている人々は耳を貸さないでしょう。原子力発電についても同様です。耳を傾けさせるためには、それに替わるものを用意しなければなりません。

責任ある立場にある者が、無責任者と一言一句変わらぬ言葉を発しても追求されるのです。前長崎市長の狙撃事件などその最たるものでしょう。時期の不適切等を訴えた前後の言葉は公表されず、天皇責任を認めた13文字だけが報道され、それに激怒した者に襲撃されたのです。当時、長崎市議会や長崎市役所等を何度も訪問し、議論し、私自身で確認した事実です。

もし、原子力機構のパネラーが、小出さんと同じ言葉を発すれば、「原子力機構“もんじゅ”討論会で『原発事故が起こりたくさんの人が犠牲になる。でもいいですよ、私はそうなったほうがいいと思います』と発言」などと毎日新聞などで糾弾されたでしょう。

小出さん、「再度私とのやり取りを読み直してください。相手が言っていないことを、思い込みだけで批判しては、議論が成り立ちません」は私（石川）が言うべき言葉ではありませんか。

8. 「石川さんとのやり取りが続く限り、私がネット上から削除するようなことは決してありません」とのこと、感心しました。

9. 私は、現在進んでいる改憲論議に便乗して提言した訳ではありません。中西・元防衛庁長官が「尊重・擁護義務」違反で首を切られたその数日後、マスコミの唱える「尊重・擁護義務違反」に関する誤りを当該各社と論議したことにより改憲論議がブームとなったのです。

憲法前文か第9条（前回はなれぬパソコンを借用したので状でした）に「核兵器を製造、保持しないことを追記すべき」との提言もブーム以前の話です。

小出さんは、「核兵器を製造、保持しないということだけであれば、憲法に手を加えづとも、明確な法律をつくれればいいのです。しかし、そうした試みは未だに実を結ばないまままきています。なぜなら、原子力を進める動機の一つに核開発の潜在的な力量をつけることがあるからです」と、さも解ったようなことを述べられていますが、「原子力基本法」の存在をご存じないのでしょうか。

原子力基本法第二条には「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、云々と明記されております。それとも、明確な法律とは、「非核三原則の立法化」のことを指しているのでしょうか。

「非核三原則の立法化」についても、多くの団体、個人と論じており、私の主張が認められました。その証拠は、以前「非核三原則の立法化」を唱えていた団体や個人もその本質を理解なされ沈黙したことです。

小出さん、「大きな歴史の流れの中では個人の力とはとても小さく小さいのです。もちろん大きな流れに抵抗する個人はいつの時代にもいましたが、多大な犠牲を伴いながら抹殺もされてきたのです」と言う前に、何か勘違いをされていませんか。小出さんは以前、「日本の中で一番エネルギーを使っているのは産業分野ですし、次が運輸です。個人が家庭でどんなに頑張ったところで、省エネの効果はしれています。だからこそ、社会のあり方、国土利用のあり方を変える必要があります」と述べられましたが、「大きな勘違い」と言わざるを得ません。

小出さん、テレビの視聴率を決めるのは各個人ではありませんか。諸々の産業は常に消費者動向を探求していますが、それは何のためですか。国民なくして国家が成り立ちますか。有権者は個人ではありませんか。物事の始まりは個です。個から始まり連になるのです。

にもかかわらず、「個人が家庭でどんなに頑張ったところで、省エネの効果はしれています」と言うようでは、「道理の解らぬ・・・」と断じざるを得ません。電力産業も個人消費の伸びに期待しています。契約者の多くがその契約を解約し、自然エネルギーだけで生活できることを立証すれば、電力各社もそれにならうことでしょう。是非とも小出さんから始めて下さい。

「核を廃棄するための最良の道は、個人の決意に頼るのではなく、その核＝原子力の技術に手を出さない」に至っては、我々浅学者にはその意味さえ解りません。

10. 私は、「ウラン残土のみならず、石炭であろうと、宝石等原石の掘削であろうとも、それを掘り出したところで処理、管理などするのが国際的な慣習。いわゆる慣習法である。もし、それを慣習としなければ、弱者にしわ寄せがくる」と説いておりますので、判決文（一前略一しかし、本件第2残土は、当該土地付近の地中に存したものであり、また、本件第2残土の上には草木が生い茂っている状況にあることを総合考慮すると、本件第2残土は、存置されている土地から独立性を有しておらず、当該土地に附合したと認めるのが相当である）は妥当と認識しております。

「微量放射線であっても被爆には必ず影響が伴う」云々については、素人見解ですが、そのすべての者に悪影響がでるとは思えません。論議書Ⅲで、水問題で毎年200万人の子供が死亡との毎日新聞記事を抜粋しましたが、同じ水を飲んでいる全ての者が死んでいる訳ではありませんし、新宿歌舞伎町のネズミもそれまで使用していた毒に対する免疫ができ簡単には死ななくなったそうです。

また、医療放射線の普及（昭和30年代、集団検診さえ批判的されましたが、平成元年には人間の体を動かしながら精密なエックス線で撮影する「ヘリカルCT」が開発された）や地域による自然放射線量の違い、そういった事実をも鑑みれば、方面区住民にも免疫性が生じてるかもしれませんね。

私もここ数年、方面区の梨を食べています。去年は、榎本さんの顔写真入りの梨を美味しくいただきましたが、当該地区の梨には何か問題があるのでしょうか。また、実際に放射線障害を受けた方面地区民はこれまで存在するのでしょうか。

以上